

八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼 指定管理者募集要項

令和2年（2020年）6月

八 王 子 市

目 次

1. 対象となる施設の概要 P1
 2. 指定期間 P2
 3. 管理運営方針 P2
 4. 指定管理者となった法人が、市と別途契約する委託業務 P2
 5. 指定管理料および管理運営に要する経費の取り扱い P2
 6. 精算 P2
 7. 利用に係る料金の取り扱い P3
 8. 応募資格 P4
 9. 応募方法 P4
 10. 指定管理者の選定 P5
 11. 協定 P7
 12. 第三者への業務委託 P7
 13. 情報提供 P7
 14. 指定の取り消し P7
 15. モニタリングの実施 P8
 16. 問い合わせ先 P8
-
- 別紙1 募集要項の添付資料 P9
 - 別紙2 提出書類一覧 P10
 - 別紙3 八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼指定管理者指定申請書 P14
 - 別紙4 八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼指定管理者募集応募者連絡先 P15
 - 別紙5 表明・確約書(指定管理者団体用) P16
 - 別紙6 表明・確約書(指定管理者団体役員用) P17

令和2年度(2020年度)八王子市高齢者在宅サービスセンター 長沼指定管理者募集要項

八王子市高齢者在宅サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的かつ安定的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び八王子市高齢者在宅サービスセンター条例(平成8年条例第21号。以下「条例」という。)第7条の規定により、サービスセンターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1. 対象となる施設の概要

(1) 施設の名称

八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼

(2) 所在地

八王子市長沼町 1302 番地 1(長沼第 2 アパート)

(3) 施設の目的

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた者に対し、通所介護等のサービスを提供し、高齢者等の福祉の増進を図ることを目的としています。

また、サービスセンター長沼は、都営住宅のシルバーピアに併設されており、サービスセンターの利用者のみならず、地域の高齢者福祉の拠点としての役割も担っています。

(4) 開設日

平成 8 年(1996 年)4 月 1 日

(5) 建物の構造・内容等

ア. 建物の構造 都営住宅(RC造5~11階建)の1階部分

イ. 延床面積 768.41㎡

(地域包括支援センター一部分等は管理外とする)

(6) 施設の内容

事務室、食堂及び厨房、活動室、静養室、浴室・機械浴室 等
(別添、図面の通り)

(7) 休業日

日曜日、1月1日から同月3日まで及び12月31日

(8) 利用時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

2. 指定期間

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

3. 管理運営方針

(1)管理運営の基本的方針

サービスセンターの利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

(2)指定期間内の目標

- ア. サービスセンターの設置の目的及び管理運営の基本的方針を十分に理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することにより、利用者の心身の安定、安心及び機能の改善を図るなど、サービスの向上に努めてください。
- イ. サービスセンターの利用者のみならず、地域で社会的支援を必要とする高齢者福祉の拠点となるように、地域の住民、各種団体と連携を密にとり、地域に開かれた施設となるように努めてください。

4. 指定管理者となった法人が、市と別途契約する委託業務

生活援助員派遣業務

高齢者生活相談室を使用して、シルバーピア居住者及び住宅への日常的な対応、緊急時の対応及び入居者への訪問相談等に関する業務の実施。

* 高齢者生活相談室 都営長沼第2アパート(シルバーピア長沼)

5. 指定管理料および管理運営に要する経費の取り扱い

(1)サービスセンターの管理運営に要する経費

当該施設では、指定管理料の代わりに介護保険法及び介護保険法施行規則に基づく介護保険報酬と条例第13条に基づき利用者から徴収する利用料金により運営を行うこととなります。また、管理運営に必要な公共料金等の負担は指定管理者となります。

(2)経費の管理

上記経費の管理については、法人の口座等とは別の口座等で管理してください。また、4により市と別途契約する委託業務とも経理区分を明確に分けてください。

6. 精算

(1)精算金額

精算金額は、本施設の4月1日現在の利用定員を基に年度毎に算出する。

(2) 年度精算金額の算出方法

年度精算金額は、次の各号により算出するものとする。

ア. 市施設の行政財産使用料の計算方法により算出した本施設の 1 平米単価に基準面積(本施設の利用定員数に 3 平米を乗じた面積)を乗じて算出する。

イ. 前号により算出した精算金額から施設の老朽化等に対応するため当該年度に事前協議のうえ執行した修繕費、備品購入費(1 件 5 万円以上)並びに市長が特別な理由があると認めた経費を控除し、年度終了時に甲乙において確認する。

(3) 精算金額の確定

精算金額は、次により確定するものとする。

ア. 余剰金が、指定管理者期間終了時に上記(2)イで確認した各年度精算額を合算した精算金合計額の4倍以上である場合は、精算金合計額から 1 万円未満を切り捨てた金額とする。

イ. 余剰金が、精算金合計額の4倍未満の場合は、余剰金の4分の1から1万円未満を切り捨てた額とする。

(4) 精算金の納付

指定管理者は、上記(3)の精算金額を指定期間終了後 60 日以内に、八王子市の指示に基づき納付するものとする。ただし、余剰金が生じなかった場合は、納付は不要とする。

(5) 余剰金の処理

指定管理者は、上記(4)の精算金の納付後の余剰金を、自らの収入として処理する。

(6) 指定管理者の負担

指定管理者は、指定期間中の支出額が収入額を上回った場合は、自らの資金で補填するものとする。

7. 利用に係る料金の取り扱い

利用料金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とします。

(1) 通所介護、認知症対応型通所介護、予防通所介護相当サービスのサービス提供に係るもの

介護保険法第41条第4項第1号、同第42条の2第2項第2号、同第49条の2、同第54条の2第2項第1号、同第59条の2、同第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則第140条の63の2に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の利用者負担分

(2) 介護保険サービス費に含まれず利用者負担となる費用の実費相当額

8. 応募資格

八王子市内に事務所又は事業所を有する法人とします。

なお、次の各号のいずれかに該当する法人は応募できないものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加の資格)の規定に該当するもの
- (2) 介護保険法に基づく勧告に係る措置をとることの命令及び介護保険法に基づく指定の取消処分を受けてから5年を経過しないもの
- (3) 市から指名停止措置を受けているもの
- (4) 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- (5) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人
- (6) 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)及び第180条の5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの
ただし、法で引用する地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合(長等が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2を超える法人)を除きます。
- (7) 指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (8) 既に他の本市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者となっており、令和3年度(2021年度)も引き続き指定管理者となる法人

9. 応募方法

- (1) 募集要項の配布期間 令和2年(2020年)6月1日(月)から6月8日(月)まで
※ 日程の変更を行う場合がございます。
変更等がある場合は市ホームページにてお知らせいたします。
- (2) 提出書類 別紙2「提出書類一覧」のとおり
(提出する書類はA4サイズに揃えてください)
- (3) 提出部数 正本1部、副本11部
- (4) 応募受付期間 令和2年(2020年)6月22日(月)から6月29日(月)まで
午前9時から午後5時まで(土・日を除く)

※ 日程の変更を行う場合がございます。

変更等がある場合は市ホームページにてお知らせいたします。

- (5)提出先 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市福祉部高齢者いきいき課(市役所本庁舎1階)

(6)質問及び回答

ア. 質問 令和2年(2020年)6月1日(月)から6月23日(火)まで
電子メールでお願いします。

<電子メールアドレス> b440300@city.hachioji.tokyo.jp

イ. 回答 令和2年6月26日(金)までに回答します。

ただし、やむを得ない事情等により回答の送信が遅れる場合は、別途
連絡します。

※電話、FAX、窓口での口頭による質問等には一切応じません。

※ 日程の変更を行う場合がございます。

変更等がある場合は別途お知らせいたします。

(7)その他

ア. 質問に対する回答は、募集要項受領者全員に電子メールで送付します。

イ. 質問に対する回答については、この要項と同等の効力を有するものとしま
す。

ウ. 提出受付期間終了後における応募書類の変更及び追加は認めません。

ただし、本市の指示による追加書類の提出は除きます。

エ. 応募書類は返却できません。

オ. 応募経費は応募者の負担とします。

カ. 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

キ. 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出してください。

10. 指定管理者の選定

(1)選定の方法 業務内容提案審査方式

(2)選定の基準

指定管理者の選定は、条例で定める指定の基準に照らし、次に掲げる事項に
ついて、団体の能力評価、提案事業の内容評価の視点から総合的に判断して行
います。

ア. サービスセンターの管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を
有していること

イ. サービスセンターの公共性、公平性、公正性を担保できること

ウ. サービスセンターのサービスの向上、利用者の満足度の向上等を図る方
策が優れていること

エ. サービスセンターの効率的な管理運営が行われ、経費の節減及び利潤の
還元を図る方策が優れていること

- オ. 通所介護事業等の達成目標の設定と実施方針が優れていること
- カ. 個人情報保護管理、危機管理を図る方策及び環境への配慮が優れていること
- キ. 地域に開かれたサービスセンターであるとともに、地域の高齢者福祉の拠点となり得るものであること

(3)選考方法

ア. 資格審査

提出された応募書類等により、八王子市福祉部において応募資格に関する資格審査を行います。

資格審査にあたり、ヒアリングを行うことがあります。実施は令和2年(2020年)7月上旬を予定しており、日時・場所等は別途お知らせします。

資格審査の結果は、令和2年(2020年)7月中旬(予定)までに全応募者に通知します。

イ. 評価会議

資格審査の後、評価会議を開催し、参加者から意見聴取を行います。また、応募書類をもとにプレゼンテーション(業務内容提案)を行っていただきます。プレゼンテーションの実施は、令和2年(2020年)7月下旬を予定しています。

応募者からの説明は15分、評価会議参加者からの質問が15分程度を予定しています。

説明者は、応募法人の役員もしくは従業員のみが行うことができます。

応募者の出席者は3名までとし、事前に説明員の氏名、所属、役職名を届出願います。

なお、日時・場所等については、別途通知します。

※評価会議の構成

八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員等で参加者を構成する予定です。

※ 日程・開催形式の変更を行う場合は別途お知らせいたします。

(4)候補者の決定

評価会議を開催し、参加者からの意見聴取を受け、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を市が意思決定し、その結果を、令和2年(2020年)11月頃(予定)に二次選考対象者全員に通知します。

ただし、応募者の全員が指定管理者としての能力を有しないと認められる場合は、該当者なしとする場合があります。

(5)指定管理者の決定

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の決定は市議会の議決を必要とするため、令和2年(2020年)八王子市議会第4回定例会(令和2年(2020年)12月予定)での議決後に決定を行う予定です。

なお、市議会の議決が得られなかった場合や否決された場合に、候補者がサ

ービスセンターの事業運営に向け準備等で必要とした一切の費用については、候補者の負担となります。

11. 協定

業務の実施に関する細目は、規則第5条の規定に基づき、市と指定管理者との協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について別に定める年度協定書を締結します。

12. 第三者への業務委託

清掃や警備などの具体的業務については、市の承認を得たうえで第三者へ委託することができますが、管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。また、委託をする際も市内業者に優先的に委託することを条件とします。

13. 情報提供

(1) 指定管理者選考に関する情報の提供

指定管理者選考過程における、応募者名、候補者として選定された事業者の選定理由、事業提案の概要、評価及び選定結果については、原則として市は広く情報提供を行います。

また、提出書類については、八王子市情報公開条例(平成12年条例第67号)に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。ただし、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除きます。

(2) 指定管理業務に係る情報の提供

協定書(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。)及びモニタリングの実施結果の概要等については、原則として市は広く情報提供を行います。

(3) 情報公開請求への対応

指定管理者選考及び指定管理者業務に関して指定管理者から提出された書類について、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。

14. 指定の取り消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

ア. 本業務に関する協定に違反したとき

イ. 指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく本市の指示に従わないとき

ウ. 本業務を継続することが適当でないと市が認めたとき(特に、介護保険法に基づく指定の取消処分を受けたとき)

エ. 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき

オ. 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体又はその構成員であることが明らかとなったとき

15. モニタリングの実施

指定管理者は、市が当該施設に関して実施するモニタリングにおいて、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に従うものとします。なお、モニタリングの評価結果は公表します。

16. 問い合わせ先

八王子市福祉部高齢者いきいき課(市役所本庁舎1階)

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7452,7294(直通)

Eメール b440300@city.hachioji.tokyo.jp

募集要項の添付資料

1. 八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼 平面図
2. 八王子市高齢者在宅サービスセンター条例
3. 八王子市高齢者在宅サービスセンター条例施行規則
4. 八王子市情報公開条例

提出書類一覧

1. 八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼指定管理者指定申請書(別紙3)
2. 八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼指定管理者募集応募者連絡先(別紙4)

3. 事業計画書

次の各号に掲げる項目について事業計画の提案を行ってください。
なお、書式は任意ですが各項目を具体的に記載してください。
また、提出時の書類サイズはA4版に揃えてください。

(1) 法人の事業運営方針について

(2) サービスセンターの運営に関する考えについて

- ア. 運営理念
- イ. 経営方針
- ウ. 参入意欲

(3) サービスセンターの管理運営について

ア. サービスセンター事業実施計画

(ア) 事業実施の基本的事項

- a. サービス提供時間
- b. サービスエリア(送迎可能地域)

(イ) 提供するサービス内容

- a. 機能訓練、レクリエーションプログラム
- b. 食事
- c. 入浴
- d. 送迎

(ウ) 年間行事予定

イ. その他の業務

(ア) 屋内・屋外施設の維持管理

(イ) 設備・備品の保守管理

(4) 人員体制について

ア. 職員確保及び採用計画

イ. 職員配置及び勤務体制(一般・認知症対応別、職種ごとに)

ウ. 人材育成・職員研修

エ. 職場内安全管理体制

(5)収支見込等

ア. 5ヵ年の事業収支見込

※「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」
(平成13年3月28日老振発第18号)に基づき作成願います。

イ. 管理運営準備経費の見込

ウ. 事業運転資金及び資金調達方法

エ. 収入確保の方策

オ. 経費の節減及び黒字が出た場合の還元を図る方策

(6)施設の効率的な運営について

(7)苦情解決体制について

(8)自己評価及び第三者評価への取組みについて

(9)個人情報の保護対策及び情報公開について

(10)危機・安全管理体制について

(11)負担すべきリスクに対する対応について

(12)環境への配慮について

(13)地域の高齢者福祉拠点としての活動について

ア. 地域の拠点としての理念・方針について

イ. 対応できる活動内容について

ウ. 地域の他の機関及び地域との連携について

(14)地域経済の振興及び雇用創出について

(15)指定管理業務の引継ぎに係る対策について

(16)その他応募者として特筆したい事項について

4. 付属資料

(1)定款又は寄附行為:最新のもの

(2)法人等登記簿謄本:現在事項全部証明書
(応募申込日前3ヶ月以内のもの)

(3)法人等役員名簿

(4)法人の財務状況に関する書類

- ア. 貸借対照表(過去3ヵ年)
- イ. 収支計算書または損益計算書(過去3ヵ年)
- ウ. 正味財産増減計算書または余剰金処分計算書(過去3ヵ年)
- エ. 財産目録(令和2年(2020年)3月31日現在)
- オ. 監査報告書(過去3ヵ年)

※ 事業年度の期末が3月末以外の会計期間を採用している団体は、原則として直近の事業年度期末の決算に係わる財務諸表とします。特に必要がある内容は、別途本市より指示します。

※ ア～ウは税務署に提出したもの全てのコピー(税務署受付印又は電子申請済の記載のあるもの)

(5)法人の経営状況に関する書類

- ア. 現年度の予算書
- イ. 現年度の事業計画書
- ウ. 前年度の事業報告書

(6)法人が現に行っている業務の概要を示す書類

(令和2年(2020年)6月1日現在)

ア. 法人概要(パンフレット等添付で可)

イ. 事業概要

以下の各事業及び関連法人について、一覧表を作成し提出願います。

作成にあたっては、事業毎に平成31年度(2019年度)決算・令和2年度(2020年度)予算、職種別の従業員数を記載願います。

- (ア)介護保険事業
- (イ)高齢者保健福祉事業
- (ウ)その他福祉事業
- (エ)その他事業(公益法人にあつては、収益事業含む)
- (オ)関連法人

※書式は任意です。

(7)表明・確約書(別紙5・6)

※ 申請団体の役員名簿掲載者を対象に、暴力団関係者であることが疑わしい人物がいた場合、警視庁へ照会を行いますので、個人情報の取り扱いに係る本人同意を兼ねた表明・確約書が必要となります。

(8)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

ア. 納税証明書 法人市民税、固定資産税、都市計画税、消費税

※直近3年分該当があるもの

※非課税の場合は、非課税証明書等

- イ. 印鑑証明書 応募申込日前3ヶ月以内のもの
- ウ. 通所介護及び認知症対応型通所介護の指定申請に係る添付書類のうち、次の書類(事業計画書に則して(案)として作成してください。)
 - (ア)通所介護事業者の指定に係る記載事項
(付表6及び必要に応じて付表6(別紙))
 - (イ)(介護予防)認知症対応型通所介護事業者の指定に係る記載事項
(付表4-1)
 - (ウ)各サービスの従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
(参考様式1-1:通所介護用、参考様式1-3:認知症対応型通所介護用)
 - (エ)各サービスのサービス提供実施単位一覧表(参考様式8)
 - (オ)各サービスの日課表等
(サービス提供単位ごとのサービス内容がわかるもの)
 - (カ)各サービスの運営規程
 - (キ)各サービスの利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
(参考様式6)

5. 応募書類作成上の注意

- (1)上記資料は、法人により該当しないものがある場合は、その旨を添えて提出願います。
- (2)項目毎にインデックスを付けてください。また、各ページに通し番号を付けてください。
- (3)重複するものがある場合は、何れか一つの提出で結構です。

別紙3

八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼指定管理者指定申請書

年 月 日

八王子市長 殿

所在地
申請者
代表者氏名

㊟

八王子市高齢者在宅サービスセンター条例第8条の規定により、下記の八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び関係書類を添えて申請します。

記

八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼

八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼
指定管理者募集応募者連絡先

応募施設名	八王子市高齢者在宅サービスセンター 長沼
-------	----------------------

法人名	
事業所名	
連絡先	住所 〒
	電子メールアドレス
	電話 () —
	ファックス () —
担当者	所属・役職名
	氏名

※ パソコン等で作成しても構いません。

表明・確約書

指定管理者 団体用

八 王 子 市 長 殿

- 1 当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。

 - (1) 八王子市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団
 - (2) 同上第 3 号に規定する暴力団関係者

※暴力団関係者とは、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

- 2 当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。

 - (1) 暴力団が経営を支配し、又は実質的に経営に関与している。
 - (2) 暴力団を利用している。
 - (3) 暴力団に資金を提供し、又は便宜を供与している。
 - (4) 役員等が、暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している。

- 3 当団体は、暴力団排除を推進するため、下請負又は再委託先業者（下請負又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）に対し、次の各号の措置をとることを表明・確約（ いたします ・ いたしません ）。

 - (1) 下請負又は再委託先業者が、現在又は将来にわたって、上記 1 及び 2 の各号に該当しないことを確認すること。
 - (2) 下請負又は再委託先業者が上記 1 及び 2 の各号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること。

- 4 当団体は、上記 1 の各号に係る該当の有無の確認のため、当団体の団体名等について市が警視庁に情報を提供することについて同意（ いたします ・ いたしません ）。

年 月 日

団 体 名

所 在 地

代表者氏名
(署 名)㊟

(注)必ず代表者本人が、1 から 4 までの各項目末尾の（ いたします ・ いたしません ）のいずれかを○で囲み、代表者氏名欄への署名、代表者印の押印をお願いします。団体名、所在地については、ゴム印等でも構いません。

表明・確約書

指定管理者 団体役員用

八王子市長 殿

- 1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約
(いたします ・ いたしません)。
- (1) 八王子市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
(2) 同上第3号に規定する暴力団関係者
※暴力団関係者とは、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- 2 私は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約
(いたします ・ いたしません)。
- (1) 暴力団を利用している。
(2) 暴力団に資金を提供し、又は便宜を供与している。
(3) 暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 3 私は、上記1の各号に係る該当の有無の確認のため、私の氏名等の情報を市が警視庁に提供することについて同意(いたします ・ いたしません)。

年 月 日

住 所

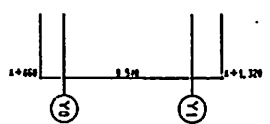
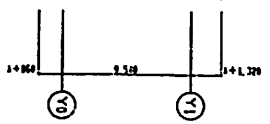
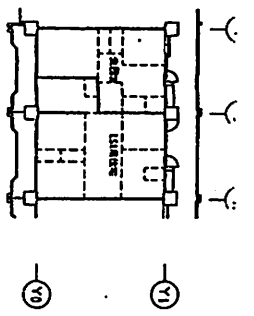
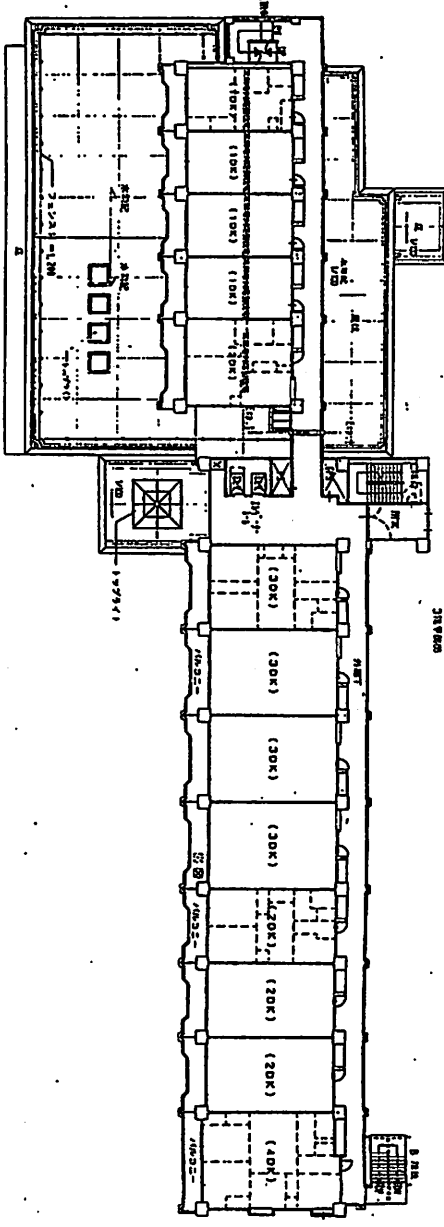
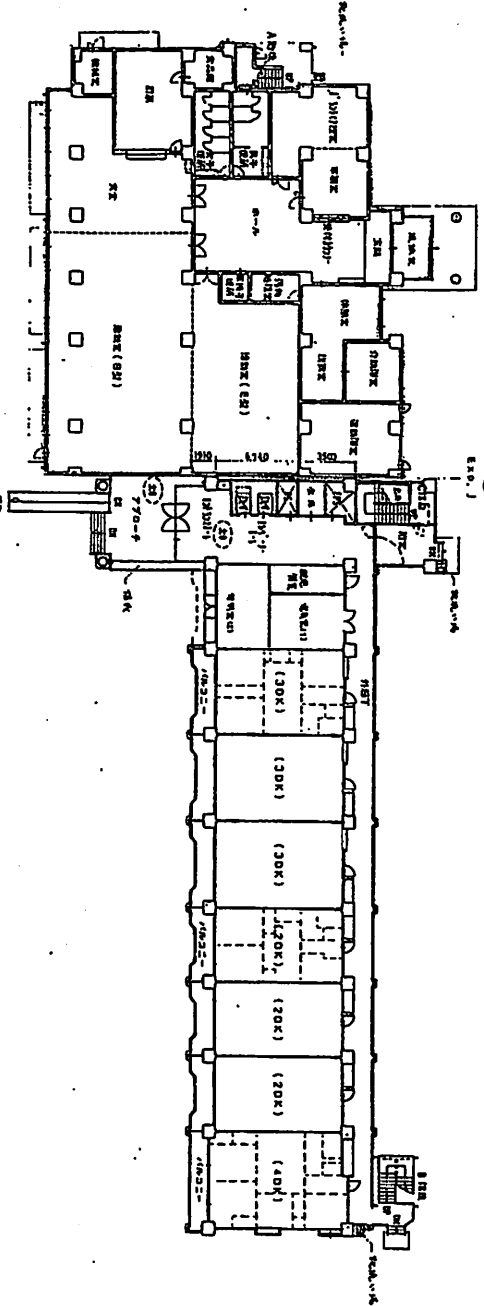
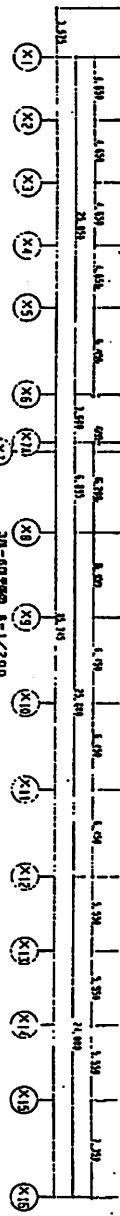
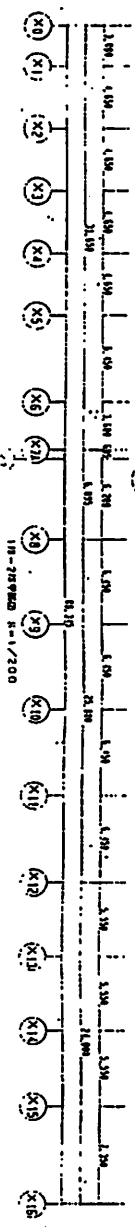
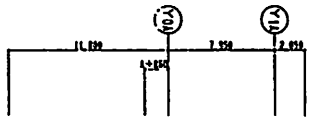
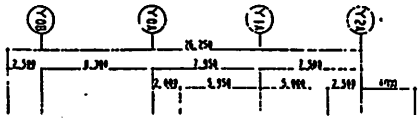
生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

氏 名
(署名) ⑩

団 体 名

(注)1 から 3 までの各項目末尾の(いたします ・ いたしません)の該当する方を○
で囲み、日付、住所、生年月日、性別及び団体名の記入をお願いします。氏名欄につ
いては、必ず本人が署名、押印してください。



○八王子市高齢者在宅サービスセンター条例

平成8年6月28日

条例第21号

改正 平成12年3月27日条例第21号 平成12年12月18日条例第71号

平成15年12月26日条例第57号 平成16年12月16日条例第47号

平成17年12月7日条例第61号 平成18年3月28日条例第12号

平成22年2月26日条例第1号 平成24年3月1日条例第3号

平成27年12月15日条例第58号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた者及び身体が虚弱等の高齢者に対し、通所介護等のサービスを提供し、もって高齢者等の福祉の増進を図るため、八王子市高齢者在宅サービスセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

(1) 法第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のうち、市長が必要と認めるもの(以下これらを「通所介護サービス」という。)

(2) 法第115条の45第1項第1号ロに定める事業(法第115条の45の3第1項の規定による指定を受けて行う通所事業に限る。以下「第一号通所事業」という。)

2 前項に定めるもののほか、センターは、市長が必要と認めた事業を行うことができる。

(休業日等)

第4条 センターの休業日及び利用時間は、市規則で定める。

(利用対象者)

第5条 センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法に基づく要介護認定を受けた者

(2) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4に規定する者

(利用の手続)

第6条 センターにおいて、通所介護サービス又は第一号通所事業を利用しようとする場合は、第8条の規定によりセンターの管理を行わせるものとして市が指定する法人(以下「指定管理者」という。)と通所介護サービス又は第一号通所事業に関する契約を締結しなければならない。

(センターの管理)

第7条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 前条に規定する指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に事業計画書その他市規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査して最も適当であると認める者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) センターの設置の目的を効果的に達成することができるものであること。
- (2) 施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 市長は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 第3条に規定する事業に関して市長が指定する業務
- (2) センターの維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 前項の業務に要する経費については、予算の範囲内において支払うものとする。

(利用料金)

第13条 第6条の規定により、指定管理者と通所介護サービス又は第一号通所事業に関する契約を締結した者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(1) 通所介護に係るもの 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 認知症対応型通所介護に係るもの 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(3) 介護予防認知症対応型通所介護に係るもの 法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(4) 第一号通所事業に係るもの 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償義務)

第14条 利用者は、センターの施設又は設備等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第61号で、平成8年10月21日から施行)

2 八王子市老人福祉施設設置等に関する条例(昭和29年八王子市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条」を「第15条第3項」に改める。

附 則(平成12年3月27日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月18日条例第71号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市規則で定める日から

施行する。ただし、第9条第2項第1号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

(平成13年規則第4号で、平成13年4月2日から施行)

附 則 (平成15年12月26日条例第57号)

(施行日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の前になされた八王子市高齢者在宅サービスセンター中野の管理に関する業務を行わせる者を選定する手続は、第1条の規定による改正後の八王子市高齢者在宅サービスセンター条例第9条及び第10条の規定によりなされたものとみなす。
- 3 第1条の規定の施行の際、現にこの条例による改正前の八王子市高齢者在宅サービスセンター条例第8条の規定により管理を委託している八王子市高齢者在宅サービスセンターについては、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月16日条例第47号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月7日条例第61号)

この条例は、平成17年12月17日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第12号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月15日条例第58号)

(施行日)

- 1 この条例は、平成28年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条の規定に基づ

き、施行日の前日において介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要支援認定を受けている被保険者に対する整備法による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るサービスの提供については、当該要支援認定の有効期間の末日までの間は、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

名称	位置
八王子市高齢者在宅サービスセンター中野	八王子市中野山王三丁目17番2号
八王子市高齢者在宅サービスセンター長房	同 長房町588番地
八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼	同 長沼町1302番地1
八王子市高齢者在宅サービスセンター石川	同 石川町1920番地

○八王子市高齢者在宅サービスセンター条例施行規則

平成8年10月18日

規則第67号

改正 平成12年3月31日規則第36号 平成13年3月23日規則第5号
平成15年12月26日規則第91号 平成16年3月31日規則第20号
平成17年3月31日規則第33号 平成28年2月12日規則第2号
令和元年11月26日規則第35号 令和2年5月21日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市高齢者在宅サービスセンター条例(平成8年八王子市条例第21号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休業日等)

第2条 条例第4条に規定する八王子市高齢者在宅サービスセンター(以下「センター」という。)の休業日及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により、市長が休業日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に休業日を定めたときは、センターの入口その他利用者の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めるものとする。

(利用者の遵守事項)

第3条 センターの利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備、器具等の利用については、係員の指示を受けること。
- (2) 盗難、火災その他災害の防止に万全を期すること。
- (3) 危険物及び危険のおそれがあるものを持ち込まないこと。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 条例第8条の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者指定申請書(様式)を提出しなければならない。

2 条例第8条に規定する市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員名簿
- (4) 財務状況に関する書類
- (5) 経営状況に関する書類

- (6) 現に行っている業務の概要を示す書類
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類
(協定)

第5条 指定管理者は、市長とセンターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事業の計画及び実施に関する事項
- (2) 業務に要する経費に関する事項
- (3) 個人情報の保護に関する事項
- (4) 業務の報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成8年10月21日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第36号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日規則第5号)

この規則は、平成13年4月2日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日規則第20号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月12日規則第2号)

この規則は、平成28年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月26日規則第35号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月21日規則第48号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	休業日	利用時間
八王子市高齢者在宅サービスセンター中野	1月1日から同月3日まで及び12月31日	午前8時30分から午後5時30分まで
八王子市高齢者在宅サービスセンター長房	(1) 日曜日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月31日	午前8時30分から午後5時30分まで
八王子市高齢者在宅サービスセンター長沼	(1) 日曜日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月31日	午前8時30分から午後5時30分まで
八王子市高齢者在宅サービスセンター石川	(1) 日曜日 (2) 1月1日から同月3日まで及び12月31日	午前8時30分から午後5時30分まで

様式(第4条関係)

八王子市高齢者在宅サービスセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

八王子市長 殿

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ㊟

八王子市高齢者在宅サービスセンター条例第8条の規定により、下記の八王子市高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称

○八王子市情報公開条例

平成12年12月18日

条例第67号

改正 平成28年2月26日条例第1号

八王子市情報公開条例（平成5年八王子市条例第27号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市政に関する情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開について必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市民の理解と批判の下に公正で開かれた市政を推進し、市政への市民参加を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 公文書の公開 実施機関がこの条例に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（適用除外）

第3条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は適用しない。

（この条例の解釈及び運用）

第4条 実施機関は、公文書の公開に当たって、情報の公開を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第5条 この条例に基づき公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即し、適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第6条 次に掲げるものは、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

- (1) 八王子市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(公文書の公開の請求方法)

第7条 前条の規定により公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- (2) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、市規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第8条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国等の行政機関の指示等により、公にす

ることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが特に必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であ

って、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(7) 市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）

が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(公文書の部分公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第8条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかに

しないで、当該公開請求を拒否することができる。

- 2 前項の規定により公開請求を拒否したときは、実施機関は、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条第1項の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第13条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に行なければならない。ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(理由付記等)

第14条 実施機関は、第12条各項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さな

ければならない。

- 2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る公文書が、期間の経過によりその全部又は一部を公開することができる期日が明らかであるときは、その期日を公開請求者に通知するものとする。

(第三者保護に関する手続)

第15条 公開請求に係る公文書に市以外のものに関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等に先立ち、当該情報に係る市以外のものに対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該意見書(第19条及び第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第16条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。

- 2 前項の視聴又は閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(手数料等)

第17条 この条例に基づく公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は、無料とする。

2 この条例に基づき公文書の写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(他の制度等との調整)

第18条 法令又は他の条例の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該公文書の公開については、当該法令又は他の条例の定めるところによる。

2 この条例は、実施機関が図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的としている公文書については、適用しない。

(審理員による審査手続に関する規定の適用除外)

第18条の2 公開決定等若しくは公開請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により公開請求を却下する決定(第2条第2号、第3条若しくは第18条第2項に規定する適用除外文書である場合又は前条第1項の規定により公文書の公開をしないこととする場合を含む。以下「公開決定等若しくは公開請求却下決定」という。)又は公開請求に係る不作為についての審査請求は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求)

第19条 公開決定等若しくは公開請求却下決定又は公開請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、八王子市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をして、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開する場合(当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の実施機関は、八王子市情報公開・個人情報保護審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項により読み替えて適用される同法第29条第2項の弁明書の写しを添えて行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(情報公開の総合的な推進)

第22条 市は、この条例に基づく公文書の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資等法人の情報公開)

第23条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(情報公開・個人情報保護運営審議会)

第24条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関する重要事項については、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問をしなければならない。

(情報公開相談員)

第25条 公文書の公開に係る相談、受付、連絡調整等の事務を行い、情報公開制度を利用しようとするものの利便を図るため、情報公開相談員を置く。

(公文書の管理)

第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(検索資料の作成)

第27条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供しなければならない。

(実施状況の公表)

第28条 市長は、毎年1回、各実施機関が行った公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の八王子市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定により、現にされている公文書の公開の請求は、この条例による改正後の八王子市情報公開条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定による公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第12条に規定する不服申立ては、新条例第19条第1項に規定する不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によって行ったものとみなす。

(八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

5 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成8年八王子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成5年八王子市条例第27号」を「平成12年八王子市条例第67号」に改める。

附 則（平成28年2月26日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(情報公開及び個人情報保護に関する経過措置)

第2条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）が行った処分又は実施機関の不作为についての不服申立てであって、施行日前になされた処分又は施行日前になされた申請に対する実施機関の不作为に係るものについては、なお従前の例による。